

～国際研修～

第6回中央アジア地域法制比較研究セミナー

国際協力部教官

渡 部 吉 俊

1はじめに

国際協力部では、独立行政法人国際協力機構関西国際センター（JICA関西）と協力し、2013年11月29日（金）から同年12月13日（金）までの間、第6回中央アジア地域法制比較研究セミナーを実施した（研修員リスト及び日程表は別紙のとおり）。以下、その概要を報告する。

2本セミナーの趣旨及び背景

中央アジア地域法制比較研究セミナーは、中央アジアの4か国（カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン）の裁判官や法務に携わる国家機関の職員を対象に、2008年度より毎年1回実施してきたものである（当初は2010年度までの3年間の実施予定とされ、その後2011年度から引き続き3年間の予定で実施することとされたもの）。本セミナーの主な目的は、中央アジア各国の研修員が、民法、会社法、担保法、倒産法等の企業活動に関わる基本的な法制度やその運用について習熟することであり、法的安定性と予測可能性が高まることにより、企業活動の円滑化に資することも期待されている。これらの分野から毎回1テーマを取り上げ、日本側を含めた参加者間で議論することがカリキュラムの中心である。セミナーの実施に当たっては、大学教授・弁護士等の専門家により構成される運営委員会（委員名簿は後記のとおり）が設けられており、テーマ設定や選考レポート等に基づくセミナー参加者の決

定といった準備作業のほか、セミナーにおける講義の実施や協議への参加など、多くの御支援をいただいている。

本セミナーが開始された背景については、本誌38号60頁以下に詳しいため、ここでは詳述を避けるが、中央アジア4か国の比較法制という形態をとったのは、これらの国々においては民法、会社法、倒産法等の法制度に関して共通性が高いために、相互の比較検討を容易に行うことができるという点が挙げられる。各国の法制度の比較検討を通じて、研修員自身が自国の法制度について理解を深め、また見直しのきっかけとすることを意図している。他方で、わざわざ日本に来たのであるから日本の法制度についても学びたいという研修員からの要望が、セミナーの初期段階から挙げられていた。そのため、協議において日本の法制度との比較の視点を取り入れたり、日本の民法・会社法等の講義の時間を設けるといったプログラムの見直しも行ってきたところである。

3第6回セミナーの概要

(1) プログラムの概要

第6回セミナーのプログラムは、昨年度までと同様に、講義、見学、発表・協議により構成しつつ、日本の制度について学びたいとの研修員からの要望を踏まえ、日本の法制度に関する講義の数を昨年度よりも更に増やすこととした。また、発表・協議について、昨年度までは、参加者各国の法制度を項目

ごとにまとめた比較表を作成することを最終成果としていたが、本年度は特に表形式にまとめるこことを意識せず、より議論に力点を置いてもらうこととした（代わりに、成果物として、研修員に対し協議を踏まえて修正した課題レポートの提出を求めた。）。これは、昨年度までの経験から、中央アジアの研修員は条文の規定や解釈について表形式で簡潔にまとめるということに必ずしも慣れておらず、作業自体に多くの時間と労力を取られてしまうことが想定されたため、本年度は見直しを行ったものである。

また、全体のテーマについては、「法律行為の無効」を取り上げた。このテーマは2008年度の第1回セミナーにおいても取り上げているが、中央アジアの国々においては契約の無効が裁判上しばしば争われる原因の一つとされているため、最終年度である今回の総まとめのテーマとして取り上げることとした。もっとも、抽象的に総則規定としての「無効」について議論するわけではなく、担保法制、会社法制などを含めて幅広く議論できるような具体的な問題設定が行われている。

（2）講義

① 「日本の司法システム」

当部の三浦康子教官より、標記テーマについて講義が行われた。日本の裁判所と裁判官に関する基礎的な説明を中心に、司法試験・司法修習などの法曹養成の仕組み、法曹三者の役割、裁判員制度の概要などについて説明が行われた。

② 「日本の会社制度について」

運営委員会の委員である名古屋大学大学院法学研究科の中東正文教授より、標記テーマについて講義が行われた。日本の会社の種類、株式会社の設立手続、株主総会の権限などに関する説明のほか、今回のテーマに合わせて、総会決議の瑕疵に関する各種訴えの制度（決議取消の訴え、決議無効の確認の訴え、決議不存在の確認の訴え）について説明がなされた。

③ 「日本における民法および裁判手続の位置づけ」
同じく運営委員会の委員である中央大学大学院法務研究科の伊藤知義教授より、標記テーマについて講義が行われた。西欧法の継承に始まる日本民法の成立・発展の過程、民法の定着を支えた日本の社会制度等について説明がなされるとともに、民法を実効的なものとした日本の裁判制度の特徴について、旧ソ連圏諸国の裁判制度とも比較しつつ説明がなされた。

④ 「日本の登記制度」

日本司法書士会連合会の加藤政也常務理事より、標記テーマについて講義が行われた。日本の各種登記制度の概要、不動産登記法の沿革・改正状況、不動産物権変動の考え方（対抗要件の意味）等の制度概要について説明がなされるとともに、不動産売買の実務の流れについても説明がなされた。

（3）見学

① 大阪地方裁判所

大阪地方裁判所を訪問し、民事裁判に係る実際の弁論手続及び弁論準備手続を傍聴するとともに、現職の裁判官との意見交換を行った。大阪地方裁判所の組織概要のほか、判決書の構成・分量や、審理の進め方等についても説明を受けた。

② 奈良地方法務局

奈良地方法務局を訪問し、法務局の組織及び登記事務の概要について説明を受けるとともに、法務局施設内を見学し、実際の業務処理の流れ、処理体制、登記簿の見方などにつき説明を受けた。

（4）発表・協議

セミナー開始前に、全体のテーマである「法律行為の無効」に関連する4つの協議問題を日本側で用意し、一人に1問を割当てて課題レポートを作成してもらった。セミナーでは、当該レポートについて発表・説明した上で、日本側の参加者を含めた全員で協議を行った。これらの課題レポートや協議の概要については、後日冊子にとりまとめられる予定で

あるが、ここでは、問題の概要及びセミナー中になされた議論の一部を紹介する。

① 担保を目的とする売買契約の効力

担保を目的とする売買契約（日本でいう譲渡担保）を題材に、当該契約の効力や第三者との関係等について協議が行われた。実務上広く用いられ、判例においても確立されている日本と異なり、中央アジアの国々ではこのような契約形態は有効とは認められないとの回答が各発表者からなされたが、その法的根拠についてはいくつかの見解があり（架空・仮装の法律行為として無効とするものなど）、その適否について議論がなされた。また、弁済期前に担保権者（当初の買受人）から目的不動産を譲り受けた第三者との関係について、善意取得により第三者が保護され得るのかどうかという点や不当利得請求との関係などについても議論がなされた。

② 登記・公証を欠いた法律行為の効力

登記・公証がされていない法律行為の効力について、会社間における建物の賃貸借契約を例に協議が行われた。中央アジア各国においては、不動産に関する権利の設定・移転など一定の法律行為については登記をしなければならないとされており（法律に規定される場合及び当事者が要求する場合には公証も必要）、これら登記又は公証要件を遵守しない場合には、法律行為は無効となると定められている。協議においては、賃貸借契約が登記要件違反により無効とされた場合における、実際に使用した分に係る対価の支払いの法的根拠（不当利得）や、賃貸人から目的不動産を譲渡された第三者に対して賃借権を主張することができるかといった点について議論が行われた。

③ 法令又は定款による権利制限（他機関の同意の要求）

法令又は定款により株式会社の代表者の権限が制限されている場合（一定の類型の取引行為につ

いては、監督役会の事前の承認を得なければならぬとされる場合等）における、当該制限に違反してなされた取引の効果や取引の相手方の保護等について協議が行われた。中央アジア各国の民法では、法人の機関が定款（設立文書）に定められた制限を超えて法律行為を行ったときは、裁判所は、その制限により利益を得る者の訴えに基づいて「相手方がその制限を知り、又は明らかに知りうべきであったことが証明された場合」に限りこれを無効と認定することができると規定されている。協議においては、取引の相手方が当該制限の定めがあることを知らなかった場合や、制限の定めがあることを知っていたが必要な承認手続を経ていたと信じるような事情があった場合において、相手方は保護されるのか、保護されるとすればいかなる法的根拠によるのか等について、「明らかに」というロシア語の法的意味も含め、議論が行われた。

④ 公序良俗違反による無効について

外国企業による投資契約を題材とした問題のほか、各研修員から提供された事例を基に、公序良俗違反による無効について協議が行われた。各国における公序良俗違反の考え方や適用の仕方などについて議論されたほか、契約が公序良俗違反により無効とされた場合の効果（原状回復義務）について、受領物を相手方に返還しなければならな



発表・協議の様子

いとする国と、国庫に収納されるとする国の違いなどについて議論が行われた。

4 終わりに

今回の第6回セミナーをもって、中央アジア地域法制比較研究セミナーはひとまず終了となる。私自身は今回初めて本セミナーを担当させていただいたが、運営委員会の先生の多くは、2008年度の第1回から、あるいはそれ以前に行われていた倒産法注釈書作成プロジェクトの頃から関わられており、長年にわたり多大な御協力・御支援を頂戴した。本セミナーは、毎年1回という比較的小規模なセミナーではあったが、運営委員会の先生方や研修監理員兼通訳の方々をはじめ多くの関係者の御協力により、中央アジアの民商事分野における法制度と運用の実態を一定程度明らかにすることができたと思われるし、中央アジアの各研修員からも大変有意義であったとの声が多数聞かれた。各関係者に改めて深く感謝を申し上げるとともに、本セミナーの成果が今後に生かされることを期待したい。

◆ 「中央アジア地域法制比較研究セミナー」コース 運営委員会委員名簿

出水 順 弁護士・大阪大学大学院高等司法
研究科客員教授
伊藤 知義 中央大学大学院法務研究科教授
中東 正文 名古屋大学大学院法学研究科教授
桑原 尚子 高知短期大学社会学科教授
松嶋 希会 弁護士

第6回中央アジア地域法制比較研究セミナー 研修員

1	カシーモフ マクサット Mr. KASSYMOV Maxat	カザフスタン Judge / Zhambyl Regional Court ジャンブイル州裁判所裁判官
2	マジートフ ルスラン Mr. MAZHITOV Ruslan	カザフスタン Judge / Saryarka District Court in Astana City アスタナ州サルヤルカ地区裁判所裁判官
3	ジャパーロヴァ グリナール Ms. JAPPAROVA Gulnar	カザフスタン Judge / Pavlodar Regional Court パヴロダール州裁判所裁判官
4	イブラーエヴァ マハバット Ms. IBRAEVA Makhabat	キルギス Chief Specialist / Department of Work with joint-stock Companies , The Fund for State Property Management 国有財産管理基金株式会社部主任専門官
5	チンバーエヴァ アセル Ms. CHYNBAEVA Asel	キルギス Expert / Legal Support Division , Office of the Government of the Kyrgyz Republic 内閣府法務部専門家
6	アフマートヴァ インディラ Ms. AHMATOVA Indira	キルギス Chief Specialist / Department of Legal Support and Expertise , Ministry of Economy 経済省法務審査局上級専門官
7	ヌリディノフ ヌリロフジャ Mr. NURIDINOV Nurillokhuja	タジキスタン Judge / Economical Court of Sogd Oblast , Republic of Tajikistan ソグド州経済裁判所裁判官
8	ダヴィリヤートフ ディロヴァール Mr. DAVLIATOV Dilovar	タジキスタン Main Specialist / International Legal Relations Department , Ministry of Justice of the Republic of Tajikistan 司法省国際法務部主任専門官
9	サンガーコフ サイドホジャ Mr. SANGAKOV Saidkhoja	タジキスタン Judge / Economic Court of Khatlon Oblast ハトロン州経済裁判所裁判官
10	ハルミルザエフ オリム Mr. KHALMIRZAYEV Olim	ウズベキスタン Judge / Supreme Economic Court of the Uzbekistan 最高経済裁判所裁判官
11	アルティコフ ベクゾット Mr. ARTIKOV Bekzod	ウズベキスタン Deputy Head / Department of Protection of Entrepreneur's Rights , Ministry of Justice of Uzbekistan 司法省企業家権利保護局副局長
12	マフムドフ アリシェール Mr. MAKHMUDOV Alisher	ウズベキスタン Judge / Economic Court of Namangan region , Uzbekistan ナマンガン州経済裁判所裁判官

【セミナー担当/Officials in charge】

教官 / Professor 渡部 吉俊 (WATANABE Yoshitaka), Professor 須田 大 (SUDA Hiroshi)

国際協力専門官 / Administrative Staff 白井 涼 (SHIRAI Ryo)

第6回中央アジア地域法制比較研究セミナー日程表

【 担当教官: 渡部教官、須田教官 事務担当: 白井専門官 】

月 日	曜 日	10:00	14:00	
11 /	水 27	(研修員入団)	12:30	17:00
11 /	木 28			
11 /	金 29	JICAブリーフィング		KSIC
11 /	土 30	休日		
12 /	日 1	休日		
12 /	月 2	日本文化の講義等 JICA担当者	KSIC	ICDオリエンテーション 国際会議室
12 /	火 3	講義「日本の司法制度について」 法務総合研究所教官 三浦 康子	伊藤先生 国際会議室	講義「日本の会社制度について」 名古屋大学大学院法学研究科教授 中東 正文 国際会議室
12 /	水 4	発表及び協議 「担保を目的とした売買契約(譲渡担保)の効力」① 伊藤先生、中東先生、桑原先生	伊藤先生、中東先生、桑原先生 国際会議室	発表及び協議 「担保を目的とした売買契約(譲渡担保)の効力」② 国際会議室 (日本側) 打合せ
12 /	木 5	発表及び協議 「法令又は定款による権利制限(他機関の同意の要求)」① 出水先生、伊藤先生、中東先生、桑原先生 国際会議室	部長主催 意見交換会 及び 記念撮影	発表及び協議 「法令又は定款による権利制限(他機関の同意の要求)」② 出水先生、伊藤先生、中東先生、桑原先生 国際会議室 (日本側) 打合せ
12 /	金 6	大阪地方裁判所訪問(9:30~12:00)	桑原先生 大阪地方裁判所	講義「日本の民事法制について」 中央大学大学院法務研究科教授 伊藤 知義 国際会議室
12 /	土 7	休日		
12 /	日 8	休日		
12 /	月 9	講義「日本の登記制度について」 日本司法書士会連合会 常務理事 加藤 政也		奈良地方法務局訪問(13:30~15:30) 奈良地方法務局
12 /	火 10	発表及び協議 「公証・登記を欠いた法律行為(賃貸借契約等)の効力」① 出水先生、桑原先生、松嶋先生 国際会議室	出水先生、桑原先生、松嶋先生 国際会議室	発表及び協議 「公証・登記を欠いた法律行為(賃貸借契約等)の効力」② 国際会議室 (日本側) 打合せ
12 /	水 11	発表及び協議 「公序良俗違反(反国家的行為等を含む。)」 桑原先生、松嶋先生 国際会議室	(研修員)課題レポートの加筆・修正 (日本側) 打合せ	(研修員) 課題レポートの 加筆・修正 国際会議室
12 /	木 12	発表及び協議 出水先生、中東先生、桑原先生、松嶋先生 国際会議室	出水先生、中東先生、桑原先生、松嶋先生 国際会議室	発表及び協議 (研修員) 課題レポートの 加筆・修正 (日本側) 今後の打合せ 国際会議室
12 /	金 13	課題レポートの加筆・修正 国際会議室	桑原先生 国際会議室	総括質疑・評議会 講師式 桑原先生 国際会議室
12 /	土 14	(研修員出団)		
12 /	日 15	(研修員出団)		

※ KSIC-JICA関西国際センター